

令和6年7月吹田市公民館運営審議会議事要旨

開催日 令和6年7月9日(火) 午後1時30分～午後2時35分
場 所 吹一地区公民館さんくす分館
出席者 (1)委員 (敬称略。50音順)
内海 純子、久藤 昭太郎、佐中 義定、中山 安信、西尾 洋子、平山 裕子、
榊井 健
(2)事務局
道場地域教育部長
まなびの支援課 北野課長、太田課長代理、宮脇主幹、田畑主査、篠原主査、中崎係員
傍聴者 なし

議事要旨

1 委員の紹介

2 議長、副議長の選出

佐中委員が議長に、西尾委員が副議長に選出

3 吹田市の公民館について

事務局：地区公民館は、まなびの支援課が所管し、公民館担当職員6名が事務等を行っている。地区公民館館長の任用、公民館運営審議会委員、地区公民館企画運営委員の委嘱に関する事、地区公民館の施設の維持保全に関する事、公民館運営事業の支援に関する事を所管している。

地区公民館は、一部ニュータウン地域は除き、原則として各小学校区に1館あり、29館と1分館の合計30館ある。開館時間は、午前10時から午後10時までで、火曜日が休館日となっている。使用料は無料。地区公民館の主催事業の実施に関する事、地区公民館を市民の利用に供すること(貸館)を所管している。

地区公民館事業は、公民館ごとに企画運営をしており、趣味・教養講座、高齢者対象講座、環境問題講座、国際交流関連講座、障がい者問題啓発講座など各館平均60事業程度の講座を行っている。

地区公民館の運営体制は、館長、事務員、地区公民館企画運営委員が関わっている。館長は、地区住民を対象に公募し、会計年度任用職員として教育委員会が任用しており、事務員は、各地区連合自治会との委託契約に基づき派遣されている。地区公民館企画運営委員は、指定管理による運営を行う北千里を除き、教育委員会が委嘱する特別職非常勤職員で、各館定員が16人、南千里は18人で、任期2年となっている。学校教育の関係者である小学校の校長、社会教育の関係者、有識者、公募市民委員で構成されている。

議 長：企画運営委員は北千里も18名だったと思うがいつから変わったのか。

事務局：北千里は4月から指定管理者による運営になったので、吹田市教育委員会の委嘱から外れた。

議 長：私が現役の時の館長会議では北千里への指定管理制度の導入に対して反対意見が多かったと認識していたが、現館長はどのような認識をされているのか。

事務局：昨年度、各館にヒアリング等し、吹田の公民館を今後どう考えているのかという方向性について

の意見をいただいたが、一定御理解いただいた。北千里は3連合自治会から指定管理にしてほしいと御要望をいただいたこと、他の公民館は、吹田方式で維持していきたいと考えているということで、指定管理者制度導入の条例改正に至った。

A委員：北千里地区の住民から意見があったから指定管理にしたということか。

事務局：元々連合自治会に事務管理等の運営について相談に伺ったところ、北千里地区の3連合自治会長から、指定管理で進めてほしいという意見だった。

A委員：今まで住民の方々に構成する企画運営委員が集まって議論してきたが、指定管理になると費用が発生しているのではないかと思う。

事務局：指定管理の費用に関しては、企画運営委員に係る費用も直営と同水準の委員報酬。また運営事務の積算についても、他の館との大きな差をつけず、特別に報酬を積んでいるような形にはしていない。

管理業務については以前から連合自治会に委託し、管理業務に係る費用を支払っており、指定管理者には同等の金額でお願いしている。引き続き地域の声や課題を講座に反映させるため、指定管理者において運営委員を構成して、ボランティア的にお声をいただく場を設けている。

A委員：運営に関して、集まりがあるということだが、何名いるのか。

事務局：現在資料を持ち合わせていないが、南千里地区公民館と同じ18名分の予算で組んでいる。

A委員：北千里も18名と書いていいのではないか。

事務局：ここには市の特別職非常勤である企画運営委員のことに触れているため、市の特別職非常勤ではない北千里は記載していない。

4 令和5年度地区公民館利用及び講座実施状況について

事務局：令和5年度の公民館の利用状況では、吹三地区公民館は、改修工事のため文化祭を開催していないため空欄になっている。利用者数は文化祭を含めて317,608人となっている。

公民館主催講座の実施状況では、趣味教養の件数が一番多く、次に健康づくり、子育て青少年となっている。

公民館利用件数及び利用人数の推移では、コロナ禍前からの利用件数、利用人数を示している。残念ながらコロナ禍前の数値には戻っていない。依然、不安を持たれている地域の方々がいることや、コロナ禍を経て、解散されたグループも多く、指導者や参加者の高齢化も課題となっている。また、吹三地区公民館が建替え工事中ということも影響していると考えられる。

次回の審議会において、令和6年度の実施状況について、もう少し具体的な講座内容等を報告させていただく予定にしている。

議長：コロナ禍において、ダメージ受けたが、まだ100%戻っていないという理解でいいか。

事務局：まだ戻っていない。

5 吹田市公民館条例施行規則の一部改正について

事務局：吹田市公民館条例施行規則の一部改正に係る骨子案の趣旨及び概要について、各地区公民館の施設使用の事前申込みについては、現在、使用日の1月前から行うことができることとしているが、施設を使用する住民の利便性の向上を図るため、各地区公民館の施設の使用許可申請期間を、使用日の前3月に当たる日から使用日の3日前までとするもので、改正予定年月日は、令和7年（2025年）1月1日を予定している。

パブリックコメントは、7/22（月）～8/20（火）に実施し、パブリックコメントに対する市の考え

方については、10月上旬頃に公表を予定している。

また、今回の施行規則の一部改正に合わせて、各地区公民館に公共施設予約・照会システムを導入する予定をしている。

施行規則の一部改正に合わせて令和7年（2025年）1月1日から導入していく予定をしている。

副議長：高齢者はスマホやパソコンの操作が大変なので、もう少しアナログの部分残していただき、高齢者にやさしい公民館や吹田市であってほしいと思う。

事務局：今回はまず予約状況を見られるというところからスタートしようと思っている。申込みについては、状況を見て検討したいと思う。仮に申込みを進めるにしても紙の申込書を残し、紙とデジタル両方で申込みができるようにし、デジタル格差をなくしていこうと進めている。

また、市報すいたから公民館の催しのページがなくなったことに関して、御意見をいただいているが、まず各図書館に全館の公民館だよりを置くこととした。デジタルで情報を得られないという状況にならないように皆様の御意見を伺いながら進めていきたいと思う。

B委員：公民館によって平日と休日の使用状況は違うと思うが、平日はグループ活動等の利用者、土日は働いている方が利用できるように部屋を空けておく配慮はされるのか。

事務局：地域によっては、多くの講座を実施するので開放できる部屋が少ない館もある。また、今後自習室開放を進めていく中、平日は高齢者の方、土日は子連れの方や働いている方が利用されるなど平日と土日では変わってくると思う。

4 その他

（1）地区公民館の自習室開放について

事務局：昨年度も夏休み期間中に実施したが、関係所管より、今後も継続的に公共施設での自習室を確保し周知を図っていくことを検討していくということで、今年度も協力依頼があり各地区公民館に協力いただいた。「すいた夏休み自習室2024」は市ホームページでも閲覧できる。昨年度の自習室開放実施館は11館だったが、今年度は17館協力いただくこととなった。昨年度利用実績は11館151人だった。

夏休み期間中の令和6年7月20日（土）～8月25日（日）の間で、利用できる日時等は、各館の実情に合わせて、主催講座やグループ活動の支障にならない範囲で実施していただく予定にしている。

（2）地区公民館文化祭について

事務局：各地区において地区公民館文化祭実行委員会を立ち上げていただき、実行委員会へ補助金を交付する補助事業として開催している。今年度は建替え中の吹三地区を除く各地区で開催される予定である。

議長：文化祭は公民館としては最大の行事なので、コロナ禍前に戻るようにまなびの支援課において一層の努力をしていただくようお願いしたい。

（3）吹三地区公民館建替え進捗状況報告

事務局：吹三地区公民館は、現在現地建替え中で、建替え後は吹三地区高齢者いこいの間との複合施設を計画している。11月22日から供用開始できるよう予定している。玄関は公民館といこいの間は別々となっている。1階の料理実習室は地域の要望に沿いIHコンロを設置し、4台のうち1台は車椅子の方も利用できるように昇降機能付調理台になっている。2階には大会議室と中会議室があり、両方とも間仕切りがあるので最大4部屋として利用することができる。また、吹三地区は災害時に内水氾濫地域となっているので、非常時の毛布や非常食等は2階の倉庫に備蓄できるように計画した。

副議長：いこいの間には和室があるのか、若しくはすべてフローリングなのか。

事務局：いこいの間は高齢者が利用されるので、和室でなく洋室となっている。

副議長：公民館は避難所になっていると思うが、何かあった時にフローリングだと高齢者の方は大変だと思う。体操マットなどの備蓄はあるのか。

事務局：地域の要望に沿い、畳は使いづらいため全室洋室にさせていただいた。非常時に使用できるようにジョイントマットを用意している。

事務局：吹三地区公民館の開館時に式典等があるので改めて運営委員には案内状を送付するのでお越しいただきたい。

(4) 大規模修繕計画について

事務局：令和6年度から令和14年度までに10館の大規模修繕を実施する予定にしている。基本、1年かけて設計をし、その翌年から工事という流れを、だいたい2館ずつ進めさせていただく。大規模修繕の内容は、バリアフリー化を進めて可能な限りエレベーターを設置し、部屋の洋室化、空調給湯設備、非常用設備等も見直して改修していく。吹田東地区及び千二地区公民館は、現在設計期間中で来年度から工事に入る予定にしている。その工事期間中に、東佐井寺地区と岸二地区を設計するというように、2館ずつずらして進めていき、令和14年度に山三地区公民館の大規模修繕が終了する予定であり、他の公民館も修繕が必要だと判断した場合は、各所管と協議をし、修繕を進めていく予定である。

C委員：大規模改修をされている間、公民館の運営はどのように進められていくのか。

事務局：基本的には閉館だが、可能であれば仮の施設や公共施設を間借りして、事務員と館長は受付業務や電話応対等を行ったり、複数の部屋があれば貸館業務を行う。公民館は工事していても校区内で仮事務所を設けるという方向で進めたいと思っている。

議長：吹田東地区公民館は三階建てだが、3階建てのまま改修するのか。

事務局：吹田東地区公民館は延床面積330㎡以下ではないので、3階建てのまま建具や内装、設備を改修し、エレベーターを設置する予定で進めている。

議長：入口の自動扉はどうするのか。

事務局：自動扉を設置する予定である。

— 終了 —